路車協調システム実証実験に関する協定（案）

（別添２）

国土交通省○○地方整備局（以下「甲」という）、○○市（以下「乙」という）、○○社（以下「丙」という）は、次の各条項に従い、路車協調システム実証実験（以下「実証実験」という。）の施行について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、実証実験の施行について、甲、乙及び丙が相互に協力する上で必要な事項を定めることにより、実証実験の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互協力）

第２条 甲、乙及び丙は、実証実験にあたり、相互に協力するものとする。

（実証実験の実施計画）

第３条 甲、乙及び丙は、次の実証実験を共同で実施する。

１ 実証実験名称

路車協調システム実証実験

２ 実証実験目的

道路インフラのカメラ等によって検知した道路交通状況を自動運転車や遠隔監視室へ情報提供する路車協調システムを活用することで、一般車や歩行者・自転車が混在する一般道でのレベル４自動運転サービスの実現を図るもの。

３ 実証実験内容

交差点等の手動介入の発生が想定される箇所に路車協調システムを設置し、路車協調システムから自動運転車または遠隔監視室へ道路交通状況に関する情報提供を行う。自動運転車は、交差点等の自動走行を目指し、提供された情報を車両制御等に活用する。路車協調システムによって、自動運転車を含めた道路交通全体の安全性や円滑性の向上に寄与したか、効果検証を行う。

４　実施計画

乙が主体となり、甲及び丙と協議の上、実証実験の実施箇所や実施項目等に関する実施計画書を作成する。甲は乙が実験計画書を作成する際、助言等の支援を行う。

（実施計画の変更・中止）

第４条 第３条第４項に規定する実施計画を変更する場合には、甲、乙及び丙が協議の上、変更するものとする。

　　２ 甲、乙及び丙は、実証実験の実施期間中において業務の都合上又は天災地変その他やむを得ない理由が生じた場合、協議の上、実証実験を中止することができる。

（行政上の手続き）

第５条 本協定に基づく実証実験の施行に際し、警察協議、道路管理者協議は、丙の協力を得た上で、甲及び乙が行うものとする。

２ 上記以外の、機器等の設置に伴う行政上の手続きや他の公共施設の管理者等との協議、調整は、原則として、当該機器等を管理する者が実施する。

３ 手続きに当該機器等を管理する者以外の協力が必要な場合は、甲、乙及び丙で協議の上、実施する。

（役割分担及び費用負担）

第６条 実証実験の施行にあたっては、乙は、甲及び丙を構成員とする地域実験協議会等（以下、「協議会」という。）を設置し、実証実験の評価等を報告する。甲及び丙は必要に応じて協力する。

２ 甲、乙及び丙の役割分担及び費用負担は、「別表　路車協調システム実証実験に関する役割分担及び費用負担」に従う。

３ 「別表　路車協調システム実証実験に関する役割分担及び費用負担」で定められていない事項は、甲、乙及び丙において協議の上、実施する。

（実証実験の管理・状況報告）

第７条 甲は、実証実験を管理する。

２ 乙及び丙は、実証実験に係わる事項を甲に報告するものとする。

（調査協力）

第８条 実証実験の効果検証は、原則として甲が行い、乙及び丙は甲が行う効果検証に必要となる自動運転車走行情報（速度や加減速等）や自動運転システム情報（受信ログや制御ログ等）等を無償提供するものとする。

（成果の公表）

第９条 甲は、前条で収集・分析した検証結果を、個人情報が特定できないよう統計的に処理し、本実証実験の成果として公表することができる。

２ 実証実験における各種データやシステム仕様、セキュリティに関わる情報は公表することはできない。ただし、調査研究のため、甲、乙及び丙以外の者に知らせようとするとき又は公表しようとするときは、甲、乙及び丙において協議の上、実施するものとする。

（検証結果の閲覧）

第10条 乙及び丙は、甲が実施した効果検証結果を閲覧し、自社製品の改良のために使用することができる。

２ 本条は、本協定の有効期間終了後も、有効とする。

（特許出願）

第11条 甲、乙及び丙が、実証実験の成果に基づく発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、甲、乙及び丙の間で協議するものとする。

（損害賠償等）

第12条 車両運行中の交通事故により、第三者及び乗客に損害を与えた場合は、原因究明を行い、甲、乙及び丙の責に応じて賠償責任を負う。

２　上記以外の第三者への損害については、原因を究明の上、甲、乙及び丙の責に応じて損害賠償等の必要な措置を講ずるものとする。

３ 甲から提供される各種情報により交通事故が生じた場合でも、乙または丙が責任を負うものとする。

４ 第三者に起因する事故において、実験機器・施設等が破損した場合の第三者への費用の請求は、当該機器等を管理するものが行うものとする。

（財産の帰属）

第13条 本協定に基づき設置完了後の実験機器・施設等の財産区分については、それぞれの費用負担者に帰属するものとする。

（実験機器・施設等の撤去）

第14条 甲が設置・貸与する実験機器・設備等については、実証実験期間終了後、乙及び丙は甲に返還するものとする。ただし、甲と乙または丙で協議の上、双方の合意が得られた場合はこの限りではない。

（実証実験の期間）

第15条 実証実験の期間は、令和○○年○○月○○日までとする。

（協定の変更）

第16条 本協定の内容を変更する必要が生じた場合には、甲は、及び丙に同意を得た上で、本協定を変更するものとする。

（その他）

第17条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙は協議の上、定めるものとする。

令和○○年○○月○○日

甲　　　国土交通省

○○地方整備局長　○○　○○

乙　　　○○市

市長　　　○○　○○

丙　　　○○株式会社

○○　○○　　　　○○ ○○

別表　路車協調システム実証実験に関する役割分担及び費用負担

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 施行区分 | 費用負担区分 | 備　考 |
| 実験計画書の作成 | 乙 | － |  |
| 路車協調システムの設計 | 甲 | 甲 |  |
| 路車協調システムの設置（路側設備）、貸与（受信機器） | 甲 | 甲 |  |
| 路車協調システムの維持管理 | 甲 | 甲 | 電気料金を含む |
| 道路使用許可・道路占用許可の申請 | 甲・乙 | 甲 |  |
| 道路利用者等への周知 | 甲・乙 | 甲・乙 |  |
| 自動運転車の準備 | 丙 | 乙 |  |
| 自動運転システムの改修 | 丙 | 乙 |  |
| 自動運転車の運行 | 丙 | 乙 |  |
| データ収集・提供 | 丙 | 乙 | 自動運転車走行情報（速度や加減速等）や自動運転システム情報（受信ログや制御ログ等）等 |
| 実証実験の分析・評価 | 甲 | 甲 |  |
| 地域実験協議会の運営 | 乙 | 乙 |  |